

# 年金制度が改正されました

平成19年4月からの主な変更は、次のとおりです。

**(1) 70歳以上の方も、会社にお勤めの場合には、老齢厚生年金の全額又は一部の額が支給停止となる場合があります。**

老齢厚生年金と賃金の合計額が48万円を上回る場合は、老齢厚生年金の全額又は一部の額が支給停止となります。

ただし、昭和12年4月1日以前生まれの方は、対象となりません。

**(2) 今すぐ年金を受ける必要のない方は、老齢厚生年金を66歳以降に増額して受けられるようになります。**

66歳以降に老齢厚生年金の支給繰下げの申出をした場合は、そのときから増額された老齢厚生年金を受けられることができます。

なお、老齢基礎年金については従来から繰下げ支給の制度があります。

**(3) 遺族厚生年金制度が見直されます。**

(1) 65歳以上の方の遺族厚生年金の支給方法の見直し

遺族厚生年金と老齢厚生年金等の受給権がある65歳以上の方は、  
・ご自身の老齢厚生年金等は全額支給  
・遺族厚生年金は、ご自身の老齢厚生年金等に相当する額が支給停止され、その差額のみ支給

※4月1日前に遺族厚生年金の受給権があり、すでに65歳以上の方（昭和17年4月1日以前生まれの方）は、新しい仕組みの対象となりません。

(2) 若齢期の妻の遺族厚生年金制度の見直し

① 夫の死亡時に30歳未満で子を養育しない妻等に対する遺族厚生年金



は、5年間の有期給付となります（子を養育しなくなったときに妻が30歳未満の場合には、その時点から5年間）。

② 妻に対する遺族厚生年金に加算される中高齢寡婦加算（年間594、200円）は、夫死亡時に40歳以上である妻に、65歳に到達するまでの間、支給されます。（従来は夫死亡時35歳

以上である妻に対して40歳から支給）。

※4月1日前にすでに受給権が発生した遺族厚生年金は、新しい仕組みの対象となりません。

**(4) 離婚時の厚生年金の分割制度が導入されます。**

4月1日以後に離婚された場合に、その婚姻期間中の厚生年金の保険料納付記録を当事者間で合意した割合に基づき分割できる制度です。

分割を受けた方は、ご自身の支給開始年齢から、分割後の厚生年金の保険料納付記録に基づく老齢厚生年金を受給することになります。

ただし、老齢厚生年金を受給するためにはご自身の年金加入期間（分割を受けた期間を除く。）が、原則25年以上必要です。

※当事者の合意又は裁判手

続により分割割合（50%上限）を定める必要があります。

※年金分割は、原則として離婚をした日の翌日から2年以内に請求する必要があります。

**(5) ご本人からの申出により、年金を受け取らないことができます。**

年金を受け取らない申出をしたときは、その翌月分から年金の支給が停止となります。

また、いつでも将来に向かって年金の受取りの再開ができます。再開の申出をしたときは、その翌月分から年金が支給されます。

## ◆問い合わせ

ねんきんダイヤル  
（年金被保険者）

☎0570(05)1165

ねんきんダイヤル

（年金を受けている方）

☎0570(07)1165